

大和市教育局委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市教育局委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育局委員会規則第5号

大和市教育局委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育局委員会公印規則（昭和42年大和市教育局委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関」の次に「並びに大和市教育局委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育局委員会規則第5号）別表第3に定める補助執行させる課」を加える。

第2条中「行政文書」の次に「（大和市教育局行政文書管理規則（平成13年大和市教育局規則第8号）第2条第1号に規定する行政文書をいう。）」を加える。

第4条を次のように改める。

（公印の保存廃棄等）

第4条 管理者は、改刻又は廃止した公印を教育総務課長に引き継がなければならない。

2 教育総務課長は、前項の規定により公印の引継ぎを受けたときは、当該公印が改刻又は廃止された日から起算して10年間保存しなければならない。ただし、委員会印及び教育長印については、永年保存するものとする。

3 前項の保存期間を経過した公印については、焼印、裁断等の方法によって処分しなければならない。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表中「第2条及び第3条関係」を「第3条関係」に改める。

別表庁印の表図書館印の項中「図書館長」を「図書・学び交流課長」に、同表専用委員会印

の項形式の欄中 

大和市教育局 委員会印
生涯学習センター専用

 を 

大和市教育局 委員会印
図書・学び交流課専用

 に、同項用途の欄中「生涯学習センター」を「図書・学び交流課」に、同項管理者の欄中「渋谷分室長」を「市民課渋谷分室長」に、「生涯学習センター館長」を「図書・学び交流課長」に、同表中

学習センター の補助執行事 務に係る文書	文化スポーツ部生涯学習 センターつきみ野学習セ ンター館長、林間学習セ ンター館長、桜丘学習セ ンター館長及び渋谷学習 センター館長
----------------------------	---

図書・学び交 流課学習セン ターの補助執 行事務に係る 文書	文化スポーツ部図 書・学び交流課学 習センター館長
--	---------------------------------

に改める。

別表職印の表図書館長印の項管理者の欄中「図書館長」を「図書・学び交流課長」に、同表  
研究所長印の項中「教育研究所名」を「教育研究所長名」に、同表学校給食共同調理場長印の  
項管理者の欄中「学校給食共同調理場長」を「保健給食課学校給食共同調理場長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。